

守山市配食サービス業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市配食サービス業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名：守山市配食サービス業務
- (2) 業務内容：別紙、配食サービス業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間：令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

3 見積上限額

普通食 金 800 円／食（消費税および地方消費税額を含む）
配慮食 金 1,000 円／食（消費税および地方消費税額を含む）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式（書類審査）

5 スケジュール

公募開始	令和7年4月1日（火）
質問締め切り	4月8日（火）
質問回答	4月11日（金）
参加申込書提出期限	4月18日（金）
参加資格審査通知発送	4月25日（金）
企画提案書提出期限	5月12日（月）
試食会	5月12日（月）から16日（金）までのうち、 いずれかの日
審査結果通知発送	5月19日（月）
仕様内容についての協議	5月21日（水）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあつては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあつては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあつては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあつては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められ

るとき。

- (7) 令和 7 年度役務委託等業務業者登録名簿に登録している者のうち、希望種目「給食サービス」取扱内容「配食サービス」の登録があること。
- (8) 令和 6 年 4 月 1 日以降に高齢者向け配食業務として 1 日 60 食以上の実績があること。
- (9) 2 時間以内に業務場所へ到着できる地域内に、総括責任者が勤務する営業所等を有すること。
- (10) 営業を開始してから公告日の前日までに 2 事業年度（24 か月）以上経過していること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 1 号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 8 日（火）まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市健康福祉部長寿政策課

電話 077-584-5474（直通） FAX 077-581-0203

電子メール choju@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 7 年 4 月 11 日（金）から 予定

8 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ）

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 業務実績表（様式第 3 号）

(ア) 委託業務契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

※ 業務実績表には(ア)、(イ)のいずれかの書類を添付すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 7 年 4 月 25 日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 4 号） 1 部

様式については任意のものとするが、用紙サイズは原則 A 4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め 20 ページ程度とし、表紙以外にページ番号を降ること。

以下の項目について記載すること。

(ア) 会社概要

- ・事業所の名称、所在地、代表者名、資本金、営業開始日
- ・調理施設の所在地（地図の添付）、面積、設備概要
- ・配食用車輛数（保冷車・普通車等内訳）、配食可能数（最大値）
- ・従業員数（正社員、臨時社員等）、うち調理師数、栄養士数

(イ) 実施体制

- ・配食サービス事業実施マニュアル
（安否確認および緊急事態発生時の対処方法、苦情処理体制、衛生管理についても併せて記載のこと）
- ・利用者との事前の聴取内容概要

- ・配食サービス事業の提供が困難になった場合の代替措置
- ・損害賠償責任保険の内容
- ・利用者負担金の徴収方法、キャンセル時の対応

(ウ) 普通食および配慮食の配食用弁当の内容

- ・実際に配食しているものと同様のものであること。
- ・令和7年4月分の献立表を添付の上、普通食および対応できる配慮食（同金額で対応可能な全種）のお弁当を各1食分提出すること。

なお、おかゆ・刻み食等の対応も可能な場合は、対応可能な内容を提出すること。

- イ 見積書（様式第5号） 1部
- ウ 調査票（様式第6号） 1部
- エ 業務提供内容について（様式第7号） 1部
- オ パンフレット 1部

(2) 提出期限

令和7年5月12日（月）正午まで

(3) 提出方法

- ・持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- ・郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 審査方法

(1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者を選定する。

(2) 書類審査と実食審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。

- ・実食審査用のお弁当については、すべての参加業者の企画書が提出された後に、試食会の日時等を決定し、その時間に提出するものとする。
- ・提出方法は持参に限る。
- ・提出先は「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ
- ・提出後の立会等は不要

(3) 審査員の評価点の各項目（A～D）の点数が、すべて5割以上となった応募事業者を候補者として選定する。なお、評価基準点を満たすすべての事業者を候補者とする。

11 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和 7 年 5 月 19 日（月）

12 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

(2) 提出された全ての書類は、返却しない。

(3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

13 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 候補者名

(2) 参加事業者数

(3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

14 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負

担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) その他

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

15 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 健康福祉部 長寿政策課 担当：田沢

電話 077-584-5474（直通） FAX 077-581-0203

電子メール choju@city.moriyama.lg.jp